

○富山市老人福祉センター条例

平成 17 年 4 月 1 日

富山市条例第 153 号

改正 平成 17 年 9 月 30 日富山市条例第 326 号

平成 22 年 3 月 25 日富山市条例第 14 号

平成 24 年 3 月 21 日富山市条例第 2 号

平成 26 年 3 月 28 日富山市条例第 4 号

平成 31 年 3 月 26 日富山市条例第 9 号

(設置)

第 1 条 本市に老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 15 条第 5 項の規定に基づき、老人福祉センター（以下「センター」という。）を置く。

(名称及び位置)

第 2 条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
富山市呉羽山老人福祉センター	富山市安養坊 10 番地 1 の 1
富山市海岸通老人福祉センター	富山市海岸通 264 番地 11
富山市南老人福祉センター	富山市今泉 88 番地 1
富山市大沢野老人福祉センター	富山市春日 96 番地 1
富山市大山老人福祉センター	富山市花崎 1151 番地

(使用者の範囲)

第 3 条 センターを使用できる者は、次のとおりとする。

- (1) 市内に居住する 60 歳以上の者及びその付添者
- (2) 前号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(指定管理者による管理)

第 3 条の 2 市長は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にセンターの管理を行わせる

ものとする。

(指定管理者が行う業務)

第3条の3 前条の規定により指定管理者に行わせる管理の業務は、次のとおりとする。

- (1) センターの施設及び附属設備等の維持管理に関する業務
- (2) センターの使用の承認に関する業務
- (3) センターの使用料の徴収に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、センターの管理に関し市長が必要と認める業務

(開館時間)

第3条の4 センターの開館時間は、午前9時30分から午後5時までとする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、臨時にこれを変更することができる。

(休館日)

第3条の5 センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、臨時にこれを変更することができる。

- (1) 富山市呉羽山老人福祉センター、富山市海岸通老人福祉センター、富山市南老人福祉センター及び富山市大山老人福祉センター 12月29日から翌年の1月3日までの日
- (2) 富山市大沢野老人福祉センター
 - ア 毎月の第2週及び第4週の火曜日（7月の第4週及び8月の火曜日を除く。）。ただし、これらの日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その翌日とする。

イ 12月29日から翌年の1月3日までの日

(使用の承認及び取消し)

第4条 センターを使用しようとする者は、あらかじめ、指定管理者の

承認を受けなければならない。

2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の承認をせず、又は承認を取り消すことができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるととき。
- (2) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。
- (3) 前2号に定めるもののほか、センターの管理上支障があると認めるととき。

(使用料)

第5条 前条の規定により使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表に定める額の使用料を納付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特別の事由があると認めるとときは、同項の使用料を免除することができる。

3 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料の全部又は一部を還付することができる。

- (1) 使用者の責めに帰することができない理由により使用ができないかったとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるとき。

(使用権の譲渡等の禁止)

第6条 使用者は、使用の権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(特別の設備)

第7条 使用者は、施設に特別の設備をし、又は変更を加えようとするときは、あらかじめ、指定管理者の承認を受けなければならない。

(原状回復)

第8条 使用者は、使用を終了したとき（第4条第2項の規定により使用の承認を取り消され、又は使用を停止されたときを含む。）は、直ちに施設を原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第9条 施設又は附属設備等を損傷し、又は滅失した者は、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の富山市老人福祉センター条例（昭和48年富山市条例第51号）、大沢野町老人福祉センター条例（平成9年大沢野町条例第17号）又は大山町老人福祉センター設置条例（昭和54年大山町条例第2号）の規定に基づきなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成17年9月30日富山市条例第326号）

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、この条例による改正前の富山市老人福祉センター条例第4条第1項の規定によりした承認又は同項の規定によりされた承認の申請は、この条例による改正後の富山市老人福祉センター条例第4条第1項の規定によりした承認又は同項の規定によりされた承認の申請とみなす。

附 則（平成22年3月25日富山市条例第14号）

この条例は、平成22年6月1日から施行する。

附 則（平成24年3月21日富山市条例第2号）抄

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月28日富山市条例第4号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月26日富山市条例第9号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

別表（第5条関係）

1 入館料

区分	金額（円）
1回につき	100

2 富山市呉羽山老人福祉センター、富山市海岸通老人福祉センター
及び富山市南老人福祉センターの会議室等

区分	使用時間区分による額（円）		
	9時30分から 12時まで	13時から17 時まで	9時30分から 17時まで
会議室	660	1,540	2,200
茶室	440	1,210	1,650
教養室	440	1,210	1,650

備考 第3条第1号に掲げる者にあっては、無料とする。